



令和2年2月28日(金)		岐阜県発表資料	
担当課	担当係	担当者	電話番号
商業・金融課	資金融資係	林 徹	内線 3062 直通 058-272-8389 FAX 058-278-2672

## 新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法に基づく セーフティネット保証4号の実施について

この度、本県はじめ全都道府県からの要望により、経済産業省（中小企業庁）において、新型コロナウイルス感染症の国際的な広がりの影響を受けている中小企業・小規模事業者の資金繰り支援として、下記のとおり、信用保証についてセーフティネット保証4号を実施することとなりましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 セーフティネット保証4号の制度概要

自然災害等の突発的事由により、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、都道府県からの要請等により国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度です。

今般は、新型コロナウイルス感染症の影響を事由として適用されます。

#### 2 対象となる中小企業者

次のすべてに該当する方が対象となります。

- (イ) 県内で1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

#### 3 保証条件

- (1) 対象資金：経営安定資金
- (2) 保証割合：100%保証
- (3) 保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円

※一般保証限度額2億8,000万円以内+別枠保証限度額2億8,000万円以内

**4 適用開始日**

令和2年3月2日（月）（予定）

**5 問い合わせ先**

岐阜県信用保証協会 総合相談窓口

電話：0120-015-047

岐阜市信用保証協会 企画情報課

電話：058-265-4611

なお、本日から、両協会においてセーフティネット保証4号の事前相談が開始されています。